

# 栃木県高等学校等修学資金 Q & A

## (貸 与 申 請 関 係)

このQ & Aは、栃木県高等学校等修学資金に係る貸与申請に係る一連の事務手続きについて、これまでに寄せられたいろいろな疑問・照会についての回答を取りまとめたものです。

申請にあたっては、一度、通読して頂いて、今後の手続きの参考にしてください。

〒320-8501 宇都宮市埴田 1-1-20  
栃木県教育委員会事務局教育政策課  
企画調整担当 電話 028(623) 3354

(R5.5 作成)

<貸与申請関係>

Q 1 栃木県高等学校修学資金の貸与申請は、どのようにすれば良いのですか？

A 修学資金の貸与を希望する場合には、詳しい冊子「栃木県高等学校修学資金の貸与を希望する皆さんへ」を学校よりもらい、保護者の方等と良く検討のうえ、学校を通じて貸与申請してください。

Q 2 生徒が県外の高校に通う場合には、貸与を受けられないのですか？

A 保護者の方が栃木県内に住所を有する場合には、申請できます。

(ただし、県外の学校へは、募集のチラシ等は配布していません。インターネットの栃木県ホームページから申請書類をダウンロードしていただくか、直接、栃木県教育委員会まで連絡してください。)

【栃木県ホームページ】 <http://www.pref.tochigi.lg.jp>

ホーム > 教育・文化 > 学校教育 > 高等学校 > 奨学金情報 > 高等学校等修学資金の貸付制度について

※自宅外通学（下宿や入寮）の場合 貸与金額が加算（5,000円）となります。

Q 3 貸与を受けるに当たって、所得制限はありますか？

A 該当となるのは、次の世帯です。

- ①生活保護受給世帯
- ②市町村民税非課税・減免世帯
- ③世帯の総収入が県の定める収入基準額の1.5倍以下の世帯

Q 4 貸与を受けるに当たって、生徒の学習の成績要件はありますか？

A 成績要件はありません。

ただし、休学や長期欠席となっている月は、貸与を休止します。

Q 5 貸与を受けるに当たって、どのような書類を用意すればよいのですか？

A 生活保護世帯は、その生活保護決定通知書の写しが、その他の世帯は、市町村が発行する市町村民税の当該年度の課税証明書、給与所得者・公的年金所得者は、その所得に係る前年分の源泉徴収票の写し、給与所得・公的年金所得以外の収入のある方は、税務署の受付印のある確定申告書（控）などが必要になりますので、早めに用意してください。

Q 6 「栃木県高等学校修学資金の貸与を希望する皆さんへ」という貸与申請書の資料の中に要綱別記様式1の「栃木県高等学校等修学資金に係る収入額・収入基準額調書」という様

式が入っていますが、貸与申請に当たっては、これも提出するのですか？

A この様式は、あくまでも御自分で収入基準額に該当するかどうかを試算してみるために入れてありますので、貸与申請者がこの表自体を提出する必要はありません。

Q 7 貸与申請に当たって、連帯保証人を2人立てることとされていますが、父と母又は祖父か祖母などでも良いのですか？

A 連帯保証人の2人は、「それぞれ独立の生計を営む成人」とされていますので、同一の世帯で生計が共通な方を2人同時に保証人にはできません。これらの2人がそれぞれ別生計であれば構いません。

Q 8 栃木県育英会などの学資金との併給も認められるのですか？

A 日本学生支援機構の学資貸与金、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく修学資金、栃木県高等学校定時制・通信制課程の修学奨励費、栃木県育英会の貸与奨学金などとの併給は認められません。ただし、栃木県育英会の貸与奨学金については、両方申請することは可能ですが、両方から貸与決定を受けた場合には、いずれか一方を選択していただきます。

Q 9 貸与申請は、在学中、毎年、行わなければならないのですか？

A 各年度毎の貸与申請について決定をしますので、毎年、貸与希望であれば、提出書類を用意して申請して下さい。

Q 10 貸与決定となった場合、貸与の資金はいつ頃、支給されますか？

A 四半期毎に、8月、9月、12月、3月の各月末にそれぞれ3ヶ月分をまとめて御指定の口座に振り込みます。

<その他>

Q 11 借受人の住所が変更になりましたが、何か届出は必要でしょうか？

A 教育委員会としては、修学資金貸与者等の届出事項に変更があった場合には、常にこれを把握しておく必要がありますので、借受人、連帯保証人の氏名、住所、電話番号等に変更があった場合には、取りあえず、電話で御連絡を頂いたうえで、変更届により、その内容を教育委員会まで、郵送等で届出てください。したがって、高校卒業前に学校を通じて、お渡ししてある「返還の手引き」に入っている変更届などの用紙は、何回か使うこともあり得ますので、その都度、コピーして使用してください。

Q 1 2 連帯保証人になっていた祖父が亡くなりましたが、どうすれば良いですか？

A 代わりの連帯保証人を選定の上、保証人変更届（新連帯保証人の印鑑登録証明書1通添付）により提出してください。

Q 1 3 今まで連帯保証人は、同居の父と、別生計になっていた祖父になっていましたが、この度、祖父が転居、同居して同一の生計になりました。何か届出をする必要がありますか？

A 連帯保証人は、それぞれ独立の生計を営む成人を届出ることとされていますので、これらの2人が、同一の生計になると、この要件を満たさなくなります。よって、このような場合には、事前に新たな保証人への「保証人変更届」を提出する必要がありますが、この届をすることなく、転居、同居が先行してしまった場合には、その旨の（連帯保証人の住所）変更届を提出した上で、なるべく早めに新たな保証人への「保証人変更届」（新連帯保証人の印鑑登録証明書1通添付）を提出してください。